

パーソナルデータに関する検討会 での議論に対する意見

2014年5月20日

一般社団法人新経済連盟

事務局長 関 聡司

※今回のプレゼンは、あくまで第8回までの資料をもとに極めて限られた時間の都合上基本的なものに絞った意見である。引き続き議論の進捗等にもあわせて、詳細な意見を提出していく。

■『世界最高水準のビックデータ利活用の推進』(*)に資する枠組み構築 ー パーソナルデータの利活用とプライバシー保護の調和を前提に

(*)「日本再興戦略」P43より引用

- ・「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)では、「データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定(略)」と言及。
- ・「世界最先端IT国家創造宣言」(H25.6.14閣議決定)では、データの利活用がイノベーションを生むことを明確に言及。
- ・山本大臣第1回冒頭あいさつ(H25.9.2)でも「安倍内閣の3本目の矢である成長戦略の重要な柱の一つである、ビックデータの利活用による新事業・新サービス創出を促進するために、必要な制度やルール作りについて御検討」と言及



今回の制度見直しでも、パーソナルデータの利活用に関する経済的・社会的意義を積極的に位置づけ、利活用の推進とプライバシー保護の調和を図ることを基本理念であることを再認識すべき

法制度上も目的として明確化すべきであり、議論も、この視点から検証されるべき。
なお、経済的・社会的意義の国民向け啓発もあわせて非常に重要。

■規制することによる利活用への影響分析

■技術革新に伴う環境変化に対する柔軟性

- ・IT分野は技術革新の速い分野
- ・法制度自体は、柔軟に対応できるものとすべき

■ 第三者機関の体制整備についても、パーソナルデータの利活用とプライバシーの保護の調和を担保するべき。

- ・主務大臣制を廃止し第三者機関にすべて権限を集中させることは、重層的な執行運用の回避に有効かもしれないが、一方で、パーソナルデータの利活用に関する事業所管大臣の従来知見がうまく活用されなくなる弊害も発生。
- ・すべての事業分野について主務大臣の知見を活用できる体制を確保する必要。第三者機関の負担を軽減し、実際にワークする仕組みにする必要からも重要。
- ・委員会の構成は、半数以上を経済界各界の実務家とするべき。また、委員会事務局の構成も、民間人からの登用と事業所管官庁からの登用を大規模に行うべき。

■「準個人情報」というカテゴリーを設けること自体について、保護と利活用の調和の観点から慎重に検討する必要。

- ・それ自体では特定個人が識別されないものを規律する必要性
- ・規律する具体的範囲
- ・規制の方法

■当初の事務局案として準個人情報の3類型があげられているが、現状で特定の個人が識別されていないものを規制する必要性について慎重に検討が必要。また、移動履歴、購買履歴等と他のものは性格が明らかに異なるなどその外延や性格が明確でない。

■準個人情報について、共同利用を「禁止」としている趣旨が不明なので再考すべき。

個別論点③ 個人特定性低減データ

■ 個人特定性低減データという仕組みは、保護と利活用の調和の観点から、再考すべき。

- ・特定個人が識別されていない準個人情報についてまでも、データ移転の際には特定可能性を低減しない限り同意が必要とするのは、データ活用を著しく制限し現実的でない。
- ・データ加工の制約を大きくしすぎることでデータのビジネス上の有用性が失われるとしたら本末転倒。
- ・特定性低減の方法・度合いについてあらかじめ定義することはきわめて困難であり、予見可能性がない。

(例)

ビックデータの利活用として商業分野でのPOSデータ分析による販売方法改善、新サービス提供が例として挙げられる。流通事業者がもともと店頭POSにより匿名で取得している購買履歴について店頭の顧客に同意を取ることは現実的ではなく、一方、取得したデータの特定可能性を低減化させれば、そもそもクーポンやポイント付与等のサービスができなくなるおそれ。

個別論点④ 開示等の在り方について

■民事上の請求権を導入する必要性、立法事実が不明確であり、更なる議論が必要。

- ・現状の行政規制だけではどのような不都合が起きているのか不明
(「行政規制(勧告・命令等)では迅速な解決が困難な面が存在」とあるがその内容が明らかでない)
- ・「個別事案の解決をなしうるかの不安を制度的に解消」とあるが、現行制度だけではなぜ不十分なのか不明